



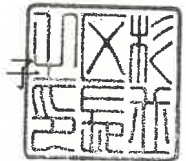
杉並区告示 715 号

令和 6 年度労働報酬下限額について

杉並区公契約条例（令和 2 年杉並区条例第 16 号）第 7 条第 3 項の規定により、令和 6 年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 1 日

杉並区長 岸 本 聡



記

1. 杉並区公契約条例第 2 条第 3 号アに規定する工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額
  - (1) 熟練労働者・一人親方  
別表のとおり
  - (2) 上記以外（特定労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者、年金等の受給のために賃金を調整している労働者）  
1 時間当たり 1, 5 4 0 円
2. 杉並区公契約条例第 2 条第 3 号イに規定する工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約に係る労働報酬下限額  
1 時間当たり 1, 2 3 1 円
3. 杉並区公契約条例第 2 条第 3 号ウに規定する指定管理者協定に係る労働報酬下限額  
1 時間当たり 1, 2 3 1 円



## 別表

職種		1時間あたり	職種		1時間あたり
1	特殊作業員	3,184円	27	普通船員	3,319円
2	普通作業員	2,858円	28	潜水士	5,310円
3	軽作業員	1,980円	29	潜水連絡員	3,882円
4	造園工	2,914円	30	潜水送気員	3,769円
5	法面工	3,555円	31	山林砂防工	3,454円
6	とび工	3,510円	32	軌道工	6,120円
7	石工	3,533円	33	型わく工	3,375円
8	ブロック工	3,285円	34	大工	3,240円
9	電工	3,387円	35	左官	3,465円
10	鉄筋工	3,477円	36	配管工	3,038円
11	鉄骨工	3,150円	37	はつり工	3,218円
12	塗装工	3,679円	38	防水工	3,848円
13	溶接工	3,803円	39	板金工	3,645円
14	運転手(特殊)	3,252円	40	タイル工	3,024円
15	運転手(一般)	2,655円	41	サッシ工	3,420円
16	潜かん工	3,949円	42	屋根ふき工	2,196円
17	潜かん世話役	4,680円	43	内装工	3,522円
18	さく岩工	4,005円	44	ガラス工	3,364円
19	トンネル特殊工	3,814円	45	建具工	3,027円
20	トンネル作業員	3,308円	46	ダクト工	3,038円
21	トンネル世話役	4,320円	47	保温工	2,948円
22	橋りょう特殊工	3,702円	48	建築ブロック工	3,119円
23	橋りょう塗装工	3,780円	49	設備機械工	2,970円
24	橋りょう世話役	4,332円	50	交通誘導員A	2,138円
25	土木一般世話役	3,488円	51	交通誘導員B	1,868円
26	高級船員	4,118円			